

Smart Data Platform サービス利用規約共通編【現改比較表】 2020年11月2日現在

～2020年11月1日

2020年11月2日～

V14.3(2020.10.31)

V14.4(2020.11.2)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

第1章 総則

第1章 総則

第1条～第3条 (略)
(本規約の公表)

第1条～第3条 (略)
(本規約の公表)

第4条

1. 当社は、当社の[ホームページ](https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.htm) (https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.htm) その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 当社は、当社の[Webサイト](https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.htm) (https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.htm) その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

(用語の定義)

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語 (略)	用語の意味 (略)
3 SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 SDPFサービスには、別冊に定める以下のサービス（以下、「別冊に定める各サービス」といいます）を含みます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku/) ・Enterprise Cloud1.0 サービス ・Enterprise Cloud2.0 サービス ・Flexible InterConnect サービス
(略)	(略)

用語 (略)	用語の意味 (略)
3 SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 SDPFサービスには、別冊に定める以下のサービス（以下、「別冊に定める各サービス」といいます）を含みます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku/) ・Enterprise Cloud1.0 サービス ・Enterprise Cloud2.0 サービス ・Flexible InterConnect サービス ・ Professional Support Services
(略)	(略)

第2章 契約

第2章 契約

第6条 (略)
(利用申込)

第6条 (略)
(利用申込)

第7条

- (略)
- 前項に契約内容の変更には、契約者が、別冊に定める各サービスについて、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。
- ～4. (略)

第7条

- (略)
- 前項の契約内容の変更には、契約者が、別冊に定める各サービスについて、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。
- ～4. (略)

第8条～第13条 (略)

第8条～第13条 (略)

(契約者が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

(契約者が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

第14条

契約者は、[\[SDPFサービス\]](#)に係る契約を一部または全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

第14条 契約者は、[SDPFサービス](#)に係る契約を一部または全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

第15条 (略)

第15条 (略)

～2020年11月1日	2020年11月2日～
<p style="text-align: center;">第3章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 料金等</p> <p>(料金)</p> <p>第19条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により契約金額が不相当となった場合、当社は、原則として契約金額の変更を実施できるものとします。但し、為替の変動による契約金額の変更は、直近の暦月3か月間の平均TTMレート（株式会社三菱東京UFJ銀行のホームページに記載されるもの）が、本契約締結時のTTMレート（同上）と比較して7%以上変動した場合に限定されるものとします。また、既存の別冊に定める各サービスの料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章～第6章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 サービスレベル合意書</p> <p>(サービスレベル合意書の適用)</p> <p>第28条 当社は、別冊に定める各サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）を設定し、そのサービスレベル、対象及び適用条件等は別冊に定める各サービスの「サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>(免責)</p> <p>第29条</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p> <p>(SDPFサービスの廃止)</p> <p>第30条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、当社の判断により、別冊に定める各サービスの内容の追加、変更を行うことがあります。なお、サービス内容の追加・変更について契約者に著しい不利益を及ぼさないと当社が判断した場合、SDPFサービス公開ホームページに掲載することでサービス仕様書等を、予告期間をおかずに変更できるものとします。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>第31条～第35条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 料金等</p> <p>(料金)</p> <p>第19条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により契約金額が不相当となった場合、当社は、原則として契約金額の変更を実施できるものとします。但し、為替の変動による契約金額の変更は、直近の暦月3か月間の平均TTMレート（株式会社三菱東京UFJ銀行のホームページに記載されるもの）が、本契約締結時のTTMレート（同上）と比較して7%以上変動した場合に限定されるものとします。また、各サービスの料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章～第6章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 サービスレベル合意書</p> <p>(サービスレベル合意書の適用)</p> <p>第28条 当社は、別冊に定める各サービスのサービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）について、そのサービスレベル、対象及び適用条件等を別冊及び各サービスの「サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>(免責)</p> <p>第29条</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p> <p>(SDPFサービスの廃止)</p> <p>第30条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、当社の判断により、別冊に定める各サービスの内容の追加、変更を行うことがあります。なお、サービス内容の追加・変更について契約者に著しい不利益を及ぼさないと当社が判断した場合、当社のWebサイトに掲載することでサービス仕様書等を、予告期間をおかずに変更できるものとします。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>第31条～第35条 (略)</p>

～2020年11月1日

2020年11月2日～

(個人情報の取扱い)

第36条

1. 当社は、SDPF サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。
2. (略)
3. 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

4. ～5. (略)

第37条～第43条 (略)

補足 (略)

別記1 手続きに関する料金

手続きに関する料金等について、第21条(料金の計算方法等)の2項に規定する別記として、手続きに関する料金等を下記により定めます。ただし、別冊に定めのある場合は、その定めるところによります。

1 適用

区分	内容
手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡承認手数料 <p>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p>

2 料金額

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)

(個人情報の取扱い)

第36条

1. 当社は、SDPF サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) 及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。
2. (略)
3. 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社 [のWebサイト \(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html\)](https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html) に定める手数料の支払いを要します。

4. ～5. (略)

第37条～第43条 (略)

補足 (略)

別記1 手続きに関する料金

手続きに関する料金等について、第21条(料金の計算方法等)の2項に規定する別記として、手続きに関する料金等を下記により定めます。ただし、別冊に定めのある場合は、その定めるところによります。

1 適用

区分	内容
手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡承認手数料 <p>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払証明書発行手数料 <p>SDPFサービスに係る料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明を請求し、その証明書の発行を受けたときに支払いを要する料金</p>

2 料金額

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)
支払証明書発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円 (440円)

備考 [支払証明書の発行を受けようとするときは、手数料のほか、印紙代\(消費税相当額を含みます。\)](#) 及び [郵送料\(実費\)](#) が必要な場合があります。

~2020年11月1日	2020年11月2日~
	附則（令和2年10月30日 D P S 令第00707180） この改正規定は、令和2年11月2日から実施します。